

## I. 以下の文章中の( )に適切な語句もしくは文章を書く事。

## 【目的】規則第1条

この規則は、全日本剣道連盟の剣道試合につき、( )を全うしつつ、( )に試合をし、( )に審判することを目的とする。

## 【有効打突】規則第12条

有効打突は、( )、( )をもって、( )で( )を( )打突し、( )あるものとする。

## 【反則と相殺】規則第20条、細則第17条

試合者が第17条2号ないし7号の行為をした場合は、反則とし、2回犯した場合は相手に1本を与える。反則は、( )を通じて積算する。ただし、同時反則によって、( )になる場合は相殺し、( )としない。

規則第20条の同時反則による相殺は、次の方法によって行う。

1. 1回目の場合は、( )し、相殺する。
2. 2回目以降の場合は、( )。

## 【判定】細則第9条規則第20条、細則第17条

規則第7条5号「判定」は次のとおりとする。

1. 技能の優劣は、( )を優位とする。
2. 試合態度の良否は( )および( )において優っている者を優位とする。

## 【異議申し立て】剣道試合・審判運営要領

1. 審判員は異議の申し立てがあった場合、次による。

- (1) ( )は、直ちに試合を中止する。
- (2) ( )は、( )に疑義の内容を合議させる。
- (3) ( )は、その結果を監督に伝える。
- (4) 主審は試合を再開する。

## 【合議】剣道試合・審判運営要領

1. 審判員の合議は次の場合行う。

- ① ( )、② ( )
- ③ ( )、④ ( )

## II 以下について説明せよ。

①副審が合議を要請するときの手順を述べよ

②反則事項の見極め(剣道試合・審判・運営要領の手引き p.8)について述べよ